

ほっと通信

159

個人情報が悪用されて加害者に

副業サイトで誘導され、自分の口座情報を登録した結果、詐欺に利用されてしまったという相談が増えています。

【事例】

S N S の広告で、副業紹介サイトを見つけて申し込んだ。紹介された仕事は、ネット銀行の口座を開設し、IDとパスワードを登録すれば1万円、その口座を利用しなければさらに高額な報酬が得られるというものだった。

言われたとおりに口座を開設し、1万円を受け取った。その後、開設した口座が「犯罪利用預金口座」として口座凍結されたとネット銀行から書面で知らせがあった。不審に思い警察に相談すると、自分の口座が詐欺に利用されていることが分かった。業者にだまされていたとはいえ、詐欺の加害者になってしまった。

アドバイス

- 簡単にもうかる、うまい話はありません。「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告やS N S の情報を安易に信じてはいけません。
- 詐欺業者は、犯罪に利用できる個人情報を求めています。公的機関や大手企業になりすまして「支援金の受け取りに必要」などとかたるメールを送信し、個人情報の入力を求めたり(フィッシング)、事例のように報酬を得られる副業として、口座の名義貸しを持ちかけたりすることもあります。



- 個人情報が悪用され、銀行だけでなく、警察や被害者の代理の弁護士から連絡を受けるケースも増え、中には損害賠償を請求されたという相談もあります。損害賠償請求の取り下げや口座凍結の解除を求めるには、自分が詐欺に加担していないことを証明する必要があります。
- トラブルの解決には、専門家の力を借りることが有効です。弁護士への相談も検討しましょう。消費生活センターは、千葉県弁護士会と協定を結んでいるため、消費者問題の相談を受ける弁護士を紹介できます。
- 不安に思った場合や、トラブルになったときは消費者ホットライン(☎188)や消費生活センターに相談してください。

閩旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)